

深川市まち・ひと・しごと創生
総 合 戦 略

平成27年10月
北海道深川市

(裏表紙)

深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

= 目次 =

I はじめに	1
1. 総合戦略策定の趣旨 -----	1
2. 総合戦略の位置づけ -----	1
3. 計画期間 -----	1
II 基本的な考え方と推進方針	2
1. 人口減少対策の必要性 -----	2
2. 国及び北海道の総合戦略との関係 -----	3
3. 産官学金労言等による推進体制 -----	4
4. 施策の推進に共通した手法 -----	4
5. 目標設定と効果検証 -----	5
III 基本目標と施策	6
基本目標1 産業を育て、生き生きと働くことができるようにする -----	7
（1）本市を支える農業等の維持発展 -----	7
（2）地域資源を活かしたものづくり産業の振興 -----	9
（3）企業の経営体質強化と商店街づくり -----	11
（4）企業誘致の推進 -----	12
（5）働きやすい環境の整備 -----	13
基本目標2 本市の魅力を発信し、ひとを呼び込む -----	15
（1）移住・定住の推進 -----	15
（2）観光・スポーツ・文化等を通じた交流人口の拡大 -----	16
（3）高校・大学等との連携 -----	19
基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる -----	21
（1）男女の出会いをつくる -----	21
（2）子育て支援の充実 -----	22
（3）小児医療及び周産期医療の提供体制等の確保 -----	24
（4）仕事と子育てを両立できる環境づくり -----	25
基本目標4 住み続けたいまち、そして誇りをもてるまちをつくる -----	26
（1）まちなか居住などの住環境の整備 -----	26
（2）雪国の快適な生活環境づくり -----	28
（3）公共交通の確保 -----	29
（4）安心を支える健康・医療・介護施策の充実 -----	30
（5）未来を担う人づくり -----	32

(6) 防災などの暮らしの安全	34
(7) 人口減少を踏まえた公共施設等の維持管理	35
(8) 空家住宅対策	35
(9) 広域連携の推進	36

付属資料 ----- 37

1. まち・ひと・しごと創生法	37
2. 策定までの経過	41
3. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会	42
4. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内検討委員会	45
5. 意見募集等の状況	47
6. 深川市議会地方創生特別委員会	47
7. 庁議	47

I はじめに

1. 総合戦略策定の趣旨

我が国は、2008年から人口減少時代に突入しています。人口減少は、日々の生活においては実感しづらいものですが、国の「長期ビジョン」では、人口の推移がこのまま続けば、人口は急速に減少し、その結果、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には国としての持続性すら危うくなると指摘しています。

地方に目を向けると、超高齢化の人口構造とも相まって、経済、暮らし、行政などの幅広い分野において地域社会の存亡にも関わる深刻な事態になることが危惧されています。

本市においては、こうした危機にいち早く対応するため、独自の少子化対策に取り組むなど「人口減少に負けないまちづくり」を進めてきましたが、さらにその取組を強めていかなければなりません。

こうした人口減少に関する基本認識を市民とともに共有し、まち・ひと・しごと創生※1に向けた本市の施策を総合的かつ計画的に推進するため、深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します。

2. 総合戦略の位置づけ

○まち・ひと・しごと創生法に基づく計画

この総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定するもので、深川市の人口ビジョンを踏まえ、本市のまち・ひと・しごと創生に関する「目標」や「施策の基本的方向」などを定めた基本的な計画と位置づけます。

○第五次深川市総合計画との関係

第五次深川市総合計画は、まちづくりの指針となる本市の最上位の計画です。

したがって、本総合戦略は、総合計画のなかから、まち・ひと・しごと創生に関して重要と考える施策を中心に抽出するとともに、新たな視点も加え、それらについての具体的な事業や数値目標を定めた計画としています。

3. 計画期間

総合戦略の計画期間は、2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までの5年間とします。

※1 まち・ひと・しごと創生

次の「まち」「ひと」「しごと」を一体的に推進すること。

「まち」国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

「ひと」地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

「しごと」地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

Ⅱ 基本的な考え方と推進方針

1. 人口減少対策の必要性

本市の人口は、「深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」でも示すとおり、1963（昭和 38）年の市政施行後、1970（昭和 45）年の多度志町合併による人口 38,373 人をピークに減少を続けています。

また、生産年齢人口及び年少人口は、総人口の減少に比例して減少を続け、逆に、老年人口は上昇しており、1990（平成 2）年には年少人口が老年人口を下回りました。

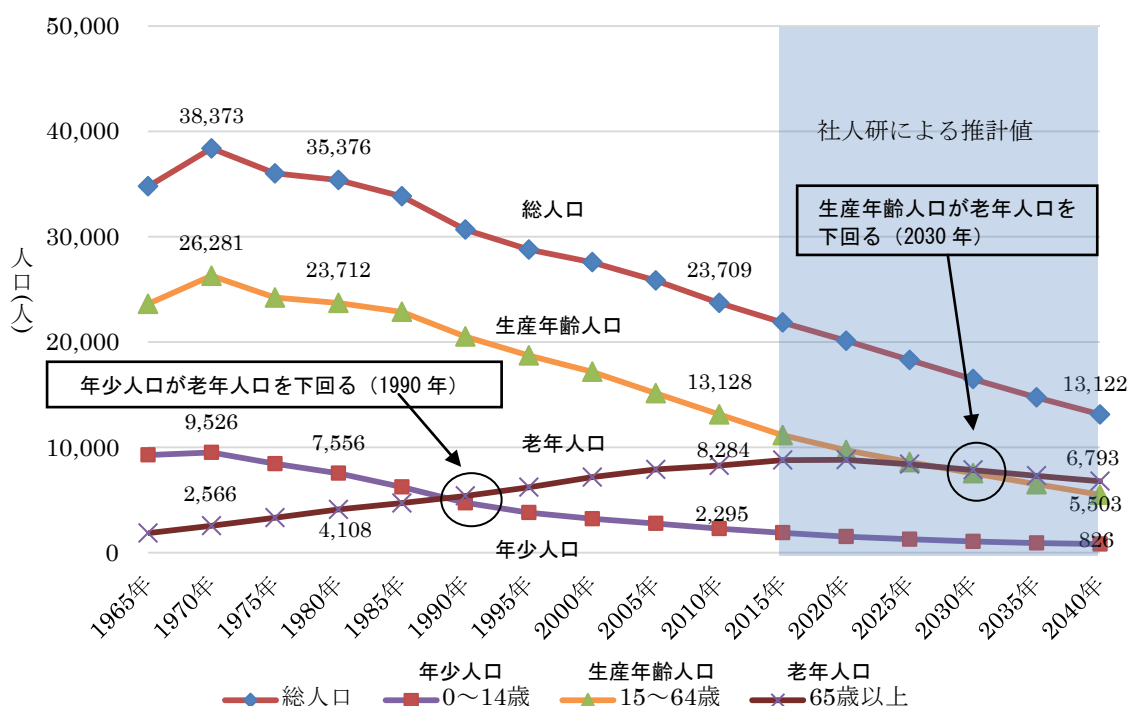
国立社会保障・人口問題研究所による今後の人口推計では、2030（平成 42）年には生産年齢人口が老年人口を下回り、2040（平成 52）年の総人口は、2010 年時点から 44.6%減少し、13,122 人と推計されています。

人口減少は、本市経済に、消費市場の規模縮小だけでなく、基幹産業である農業の従事者不足や商工業の人手不足を生み出しており、農地の荒廃による環境悪化、また、事業の縮小や廃業を迫られるような状況を生み出しかねません。こうした地域経済の縮小は、市民の経済力の低下につながり、高齢化の進展もあいまって地域社会の様々な基盤の維持を困難なものにしようとしています。

これらのことから、人口減少を克服し、地域社会の活力を取り戻すため、市民をはじめ国・北海道・近隣自治体とともに危機感と問題意識を共有して、まち・ひと・しごと創生に関する各種の施策を推進していく必要があります。

総合戦略は、そのために必要な施策推進の指針として定めるものです。

総人口と年齢 3 区分別人口の推移（深川市の人口ビジョン抜粋）



※2010 年までの総人口及び 3 区分別人口は「国勢調査」より作成
 ※2015 年以降の総人口及び 3 区分別人口は社人研の推計値より作成

2. 国及び北海道の総合戦略との関係

まち・ひと・しごと創生法に基づき、国及び北海道の総合戦略を勘案して、深川市の総合戦略を策定し、本市にふさわしい施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、国が示す基本的な考え方や政策5原則にも則り、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごと創生と好循環の確立を目指します。

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方と政策5原則(抜粋)

1. 基本的な考え方

(1) 人口減少と地域経済縮小の克服

- ・地方の若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏をはじめとする大都市部に流出することにより、日本全体として少子化、人口減少につながっている。
- ・人口減少は、地域経済に、消費市場の規模縮小だけでなく、深刻な人手不足を生み出しており、それゆえに事業の縮小を迫られるような状況も広範に生じつつある。
- ・人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、次の基本的視点から、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが何よりも重要である。
 - ①「東京一極集中」を是正する。
 - ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
 - ③地域の特性に即して地域課題を解決する。

(2) まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

- ・地方創生は、言うまでもなく「ひと」が中心であり、長期的には、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要がある。
- ・その上で、課題解決に重要なのが、負のスパイラル(悪循環の連鎖)に歯止めをかけ、好循環を確立する取組である。悪循環を断ち切るには、地方に、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務である。

2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

- ① **自立性**
各施策が一過性の対処療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものであるようにする。
- ② **将来性**
地方が自主的かつ主体的に、夢をもって前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。
- ③ **地域性**
国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援する。
- ④ **直接性**
限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。
- ⑤ **結果重視**
効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

3. 産官学金労言等による推進体制

人口減少は、経済・雇用、医療・福祉、まちづくり、社会資本など、地域社会を取り巻く様々な要素が重なり合い生じるものであることから、行政のみならず、様々な関係者が密接に連携して施策を推進する必要があります。

総合戦略の各種施策を取り組むにあたっては、本総合戦略策定時に意見をお聞きした町内会等の住民代表をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア（産官学金労言）で構成する「深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会」と連携して効果的に推進します。

4. 施策の推進に共通した手法

施策の推進にあたっては、後述する基本目標ごとの取り組みに加え、第五次深川市総合計画で掲げた行政手法の活用が重要なことから、地方創生と関わりの深い次に掲げる4つの手法を十分活用します。

（1）市民と行政による協働の推進

総合戦略に基づく施策を推進していくうえで、「協働」の視点は大変重要です。

行政から一方的にサービスを提供するのではなく、市民（市民、事業所、地域、団体など）と行政とが対等な良きパートナーとしてお互いを尊重し合い、適切な役割分担のもと、目的と責任を共有し合いながら進めます。

（2）広域連携の推進

国や北海道からの権限移譲や住民ニーズの多様化に伴い、市町村で行う事務が多岐にわたるようになっており、これらの事務を効率的に行うためには、近隣自治体との広域連携が重要です。また、行政サービスのみならず、経済や雇用といった面においても広域連携の視点が欠かせなくなっています。

本市においては、これまでも北空知圏域による一部事務組合の設置や事務の受託などを進めてきましたが、さらに広域による事務事業を拡大するとともに、北海道とも連携しながら、効果的な取り組みになるよう進めます。

（3）情報化技術の活用

日々進化を続ける情報化社会にあって、本市の実情にあった必要な技術を取り入れ、市民サービスの向上に活用していくことが重要です。

住民情報システムなどの整備はもとより、市内全域に完備された光通信網を活用した行政情報の発信など、情報化技術を活用して地方創生に取り組みます。

また、本総合戦略の実施や見直しの際には、企業間取引や観光における人の動きなどを分析することが可能な、国が開発する「地域経済分析システム（リ-ズ[RESAS]）」※2を活用しながら進めます。

(4) 健全な財政運営

総合戦略に基づく施策を推進していくためには、必要な財源の安定的な確保はもちろんのこと、事務事業の見直しが重要です。

本市では、これまでも「行政運営プラン」に基づく行政の改革や財政の収支改善に対する取り組みを積極的に行ってきたおり、その成果が現れていますが、財源の大半を地方交付税等が占める現状では、国の景気動向や地方財政対策の内容によって、本市の財政運営が大きく左右されます。

したがって、まち・ひと・しごと創生においても、地方創生関連予算をはじめ国の動向を十分注視するとともに、政策5原則にある「自立性」や「結果重視」などをしっかり受け止め、財政の健全性に配慮しつつ、施策を検証しながら進めることとします。

5. 目標設定と効果検証

(1) KPIに基づく進捗管理

総合戦略に掲げる施策の進捗度を客観的に把握するため、施策ごとにアウトカム指標※3を原則としたKPI（重要業績評価指標）※4を設定します。KPIは、総合戦略の進捗管理の基本データとして活用します。

(2) PDCAサイクルの実施

総合戦略を着実に推進するため、定期的に総合戦略の実施状況や効果を検証し、必要に応じて見直しを行うPDCAサイクル※5を実施します。

効果検証にあたっては、前述した「深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会」の参画を得て行います。

※2 地域経済分析システム（リ-サ[RESAS]）

国や民間調査会社等が有する人口動態、企業間取引、観光客の動向等のデータを、通信ネットワークを介し、パソコン上で分かりやすく確認できるシステム。

※3 アウトカム指標

政策の実施により結果として市民にどのような便益がもたされたのか（アウトカム）を示す指標。

※4 KPI（重要業績評価指標）

Key Performance Indicator の略。政策ごとの達成すべき成果目標。

※5 PDCAサイクル

PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

Ⅲ 基本目標と施策

深川市の人口ビジョンで示した「2040年の人口を1万5千人程度に維持する」という長期的展望に立ち、深川市の総合戦略の基本目標として、以下の4つの柱を設定し、主要施策等を定めて推進していくこととします。

基本目標1 産業を育て、生き活きと働くことができるようにする

- (1) 本市を支える農業等の維持発展
- (2) 地域資源を活かしたものづくり産業の振興
- (3) 企業の経営体質強化と商店街づくり
- (4) 企業誘致の推進
- (5) 働きやすい環境の整備

基本目標2 本市の魅力を発信し、ひとを呼び込む

- (1) 移住・定住の推進
- (2) 観光・スポーツ・文化等を通じた交流人口の拡大
- (3) 高校・大学等との連携

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (1) 男女の出会いをつくる
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 小児医療及び周産期医療の提供体制等の確保
- (4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり

基本目標4 住み続けたいまち、そして誇りをもてるまちをつくる

- (1) まちなか居住などの住環境の整備
- (2) 雪国の快適な生活環境づくり
- (3) 公共交通の確保
- (4) 安心を支える健康・医療・介護施策の充実
- (5) 未来を担う人づくり
- (6) 防災などの暮らしの安全
- (7) 人口減少を踏まえた公共施設等の維持管理
- (8) 空家住宅対策
- (9) 広域連携の推進

基本目標1 産業を育て、生き活きと働くことができるようにする

1 数値目標

- ・農業生産額：116億円（H23～H26平均：111億円）
- ・工業（製造業）出荷額：50億円（H25：45億円）

2 基本的方向

人々が地域に定着するためには、地域経済の活性化が図られ、多様な人材が自らの能力を発揮し、また、生活の糧となる安定的な所得が得られる就業の場が確保されることが重要です。

そのため、本市の基幹産業である農業をはじめ地域の資源を生かしたものづくり産業の振興や商業・サービス業の経営体質強化などにより、地域産業の競争力向上を目指すとともに、雇用機会の拡大と所得の向上を図ります。

3 主要施策

(1) 本市を支える農業等の維持発展

<現況と課題>

少子高齢化等による農業後継者の不足や団塊世代の離農等により農家戸数の減少が進み、今後急速な農地の権利移動の拡大が見込まれ、受け手のいない農地が発生し、農地の荒廃や生産力の低下の発生が強く懸念されます。このことから、権利移動対象農地を確実に継承する農業後継者や新規就農者など、幅広い農業の担い手の育成・確保が一層重要となっています。

また、近年は、農産物価格の低迷や、燃油・肥料等の生産資材の高騰、規模拡大や設備投資による借入金の償還等が農業経営を圧迫しています。この克服には、農業所得の向上を目指し収益性の高い作物の導入や付加価値化、生産基盤の整備などの取り組みが重要です。

森林・林業については、過疎化・高齢化により、森林や景観等の資源管理が十分に行われなくなることが懸念されることから、森林の持つ多面的公益的な機能の維持向上を図るとともに、自然や森林に対する市民の関心を高めていくことが重要です。

① 優良農地継承と担い手育成・確保

農地の分散化を防ぎ、合理的な農業経営を続けられるよう、離農者の農地や農業用施設・機械を一括して譲り受けて経営する組織としての「地域営農法人」を、行政とJAが連携して設立します。また、この法人において農業後継者や新規就農希望者などを構成員として雇用し、営農経験を積ませ、将来独立して農業経営が行える人材となるよう育成します。

また、離農者の農地が地域営農法人や新規就農者等へ円滑に継承されるよう、関係する事務事業の推進に取り組むとともに、引き続き、認定農業者や担い手が円滑に農地を利用集積できるよう、農地中間管理事業等により農地再配置の促進を図り、あわせて、Uターン・新規学卒者等の新規参入者の就農を促すため、国内外への農業研修

に対する支援などにより農業後継者の育成に努めます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
新規農業従事者数※	年 16 人(H26)	年 24 人

※年間150日以上農作業に従事している者

<具体的な事務事業と担当課>

- ・地域営農法人設立事業【新規】 農政課
- ・アグリサポート事業 農政課
- ・新規就農者確保対策事業 農政課

② 営農条件の積極的な改善と所得の確保

本市の基幹作物である米については、売れる米づくりに向け、乾燥調製貯蔵施設等の活用により良質・良食味米の生産を推進します。

小麦や大豆、そば等の畑作物については、生産性や品質向上を図るための施設建設及びその活用により体質を強化します。

野菜・花き・果樹については、需給状況や消費者ニーズに対応した品目・品種の導入による産地づくりや観光農園などの多様な経営展開により生産振興を図り、また、畜産については、肥育牛の育成と優良肉用牛の生産、養豚技術の確立、飼料作物の面積拡大などに取り組みます。

これらの品目の積極的な振興対策に加えて、海外販路の開拓のための調査・研究についても「深川農業ステップアップ事業」などにより取り組みます。

生産基盤の整備については、用排水施設の整備、低コスト生産を目指した大区画ほ場や水田の汎用化、排水改良、土層改良などの整備を計画的に推進します。また、「離農跡地の優良農地への転換」を図り、作業効率の向上や景観保全に取り組みます。

各種農業関係機関等による本市での農業支援活動の機能集積・強化に努めます。

環境と調和した農業の推進のため、国の「多面的機能支払交付金事業」を十分に活用し、農地や農村環境の保全活動に取り組みます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
農業生産額（販売額）	11,092 百万円 (H23~H26 平均)	5%増加
耕地面積	11,600ha(H26)	現状の維持

<具体的な事務事業と担当課>

- ・深川農業ステップアップ事業 農政課
- ・土地改良事業の推進 農政課
- ・多面的機能支払交付金事業 農政課
- ・非農用地利活用促進事業 農業委員会事務局

③ 森林の適正管理と林業従事者の育成確保

森林の適正な管理や施業コストの低減を図るため、林道・作業道等の林内道路網の維持及び整備に努めます。

林業担い手の組織化や各種研修会等への参加促進により、担い手の育成確保に努めるとともに、施業量の安定確保により、林業労働者の雇用の安定と技能・技術の向上を図ります。

山地災害の防止と山林の公益的機能の向上を図るため、計画的な間伐等に取り組むとともに、発生した間伐材などの利用促進を図ります。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
市有林の整備面積	年 10ha(H26)	年 30ha
全森林面積	32,436ha(H26)	現状の維持

<具体的な事務事業と担当課>

- ・市有林整備事業 農政課
- ・未来につなぐ森づくり推進事業 農政課
- ・森林整備地域活動支援交付金事業 農政課
- ・間伐促進事業 農政課

(2) 地域資源を活かしたものづくり産業の振興

<現況と課題>

本市では、豊富な農畜産物を活用した特産品等の開発を通して、地場産業の振興に努めてきています。近年の主な取り組みとしては、拓殖大学北海道短期大学と連携した「黒米プロジェクト」により、食品関連32社の黒米商品の開発を支援しています。

製造事業者等による製品開発や北海道食材を使った商品開発とそれら商品の販路開拓に係る経費の一部を補助する「ものづくり産業活性化補助事業」では、平成23年度から平成26年度の4年間で採択した13事業のうち7事業が特産品の開発・PRに係わる内容となっています。

また、平成26年には「深川市地域資源活用施設」を新設し、原料生産から加工製造の全てを地元で行う新たな産業を創出し、その第1弾として、りんごの果実酒「ふかがわシードル」を発売しました。

これらの取り組みによって誕生した各種特産品のPRを積極的に行うため、道の駅「ライスランドふかがわ」のリニューアルを行い、アンテナショップ機能の充実を図ったところです。

本市の産業振興を図っていくためには、今後とも農畜産物の高付加価値化に向けた取り組みが重要であり、市内事業者と連携して特産品等の改良・開発を一層推進することや、シードル事業などの新産業によって雇用機会を創出することも必要です。さらに国内市場の将来を見据えたとき、米をはじめとする農産物や加工品の海外販路開拓に、積極的に取り組むべき時期にきています。

① 地域資源の活用

深川市地域資源活用施設を核として、「ふかがわシードル」の原料確保のための果樹園造成を推進しながら、シードル生産量の増大を図るとともに、ジュースやジャム等新たな加工品開発に取り組みます。

平成26年に商品化した「ふかがわポーク」については、冬期間の放牧による肥育研究を通じて通年肥育を実現する中で商品の通年供給と販路拡大を図りながら、新たな加工事業の展開を検討します。

平成28年度には、広域小麦・大豆乾燥調製貯蔵施設が供用を開始し、高品質な地元産の小麦や大豆が生産されることから、それらの加工品開発について市内事業者と連携して取り組みます。

地場産農産物（米・玉ねぎ・きゅうり・じゃが芋など）及びその加工品の学校給食への利活用をこれまで以上に拡大するとともに、消費拡大に向けて道内外へ販路を拡大するなどの事業を北空知1市4町の広域連携により取り組みます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
深川市地域資源活用施設での製造製品の販売額	-	10,000千円
深川市地域資源活用施設等での特産品製造に係る雇用者数	3人(H26)	6人
地場産農産物の給食食材利用品目数	13品目(H26)	20品目

<具体的な事務事業と担当課>

- ・地域の資源掘り起こし活用事業【地方創生先行型】 地域振興課、農政課
- ・積雪寒冷地放牧養豚実証事業
【地方創生先行型上乘せ交付申請中】 農政課
- ・地場産農産物及びその加工品の学校給食等への利活用
と事業化・販売促進のための広域連携事業
【地方創生先行型上乘せ交付申請中】 学務課

② 深川名物の普及促進

平成27年8月に改正地域資源活用促進法が施行され、この改正法に基づき自治体が「ふるさと名物応援宣言」を行うことによって、商品開発に取り組む事業者が国の補助金の優先採択を受けることができるようになるため、本市においても「深川名物応援宣言」を行って市内事業者の取り組みを支援するとともに、ものづくり産業活性化補助事業を拡充した「元気印サポート補助事業」の活用を図り、「深川名物」となる商品開発を促進します。

「深川名物」の普及にあたっては、道の駅「ライスランドふかがわ」の情報発信力とブランド力を活用するほか、平成27年度に大幅な充実を図った「深川市ふるさと納税返礼品」として積極的に活用するとともに、さっぽろオータムフェスト等各種イベントでのPR等に取り組みます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
新規に開発した特産品数※	年 19 品目(H26)	年 20 品目 5 年間累計 100 品目

※道の駅において新規に販売した特産品数

<具体的な事務事業と担当課>

- ・特産品普及事業（イベント参加等） 地域振興課
- ・ものづくり産業振興事業（黒米プロジェクト等） 地域振興課
- ・元気印サポート補助事業【地方創生先行型】 地域振興課
- ・ふるさと納税事業【拡充】 地域振興課、税務課
- ・深川名物応援事業【地方創生先行型上乗せ交付申請中】 地域振興課、商工労政課

③ 地場産品の海外販路の開拓

我が国においては、人口減少や食生活の多様化等を背景としてコメ等農産物の消費が減少しています。新たな市場の開拓には、海外展開が不可欠であることから、本市では平成26年度からロシア・サハリン州ユジノサハリンスク市で道北9市が共同実施している道北物産展において農産物のテスト販売に取り組んでいるほか、平成27年度にはミラノ国際博覧会に参加しEU市場の調査を行っています。今後はこうした経験を活かしながら、JAや市内事業者等と協力して、海外でのテスト販売等の機会の充実を図り、コメ等農産物輸出の早期実現を目指します。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
海外物産展等での販売額	266 千円(H26)	1,000 千円

<具体的な事務事業と担当課>

- ・農畜産物海外販路開拓事業【地方創生先行型】 地域振興課、農政課
- ・深川名物応援事業（再掲） 地域振興課、農政課

(3) 企業の経営体質強化と商店街づくり

<現況と課題>

景気の低迷や人口減少による販売額の減少、後継者難、民間需要の市外流失等を要因とした廃業など、中小の卸売・小売業、製造業及び建設業等は依然として厳しい経営状況におかれています。また、商店街においては、空き店舗や空き地等の問題について、市と商工会議所、商店街振興組合連合会が連携する中で、その進行（発生）が拡大しないよう対策を講じているのが現状です。

このため、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、事業者やサービス事業者の経営体質の強化を図るとともに、消費者の利便性の高い魅力ある商店街づくりを行うほか、農商工連携や地域内の事業所間・業種間の交流と連携を促進して、商品力や販売力、技術力の確保・向上を図る必要があります。

○ 商業・サービス業の振興と中心市街地の活性化

商店街の活性化を図るため、空き店舗を活用した新店舗等の開設又は既存店舗の改装等に対して助成する「起業支援・改装等助成事業」の推進のほか、商店街自らが新たなサービスや魅力づくりを行う取り組みに対しては、各種融資制度事業や行政施策との調整などの支援を行い、商店街と一体となった“賑わいと魅力ある商店街づくり”に努めます。

市内での創業を促進するため、市と深川商工会議所が連携し、市内金融機関の協力を得ながら、ワンストップ相談窓口の設置や創業セミナーの開催等によるきめ細かな支援を行う「創業支援事業」の推進を図ります。

商業やサービス業の経営体質の強化を図るため、経営診断・経営相談等きめ細かな経営指導や制度融資の相談・周知等を行う「中小企業支援事業」に取り組むほか、経営者や従業員、後継者を対象とした各種セミナーの開催や中小企業大学の受講支援を行うなど研修機会を拡充し「人材の育成」を進めます。

中心市街地に人を呼び込み、商店街等の活性化を図るため、中心市街地におけるイベントの開催など「賑わいを創出する事業」に取り組めます。また、JR深川駅西側を中心とする周辺整備については、市営駐車場や卸売市場等と一体となった利活用について、引き続き検討を行います。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(H31)
創業支援事業者件数	年平均1件	年6件
工業（製造業）出荷額	45億円(H25)	50億円

<具体的な事務事業と担当課>

- | | |
|--------------------------|-------|
| ・起業支援・店舗改装等助成事業【地方創生先行型】 | 商工労政課 |
| ・創業支援事業【新規】 | 商工労政課 |
| ・中小企業支援事業 | 商工労政課 |
| ・中心市街地活性化等地域振興事業 | 地域振興課 |
| ・深川駅周辺活性化検討事業 | 地域振興課 |

(4) 企業誘致の推進

<現況と課題>

本市ではこれまでも、企業訪問や工業団地の環境整備を進めるとともに、平成23年度に「深川市工業等開発促進条例」の改正を行い、企業の進出や工場の増設等に対する助成制度の拡充を行い、積極的な企業誘致に努めてきており、助成制度拡充後には工場等の整備や規模拡大等、4件の制度利用がありますが、市内の企業数は、2009年の897社から2012年には836社に減少しており、長引く景気低迷等による厳しい状況が続いています。

このため、市民の就労機会の拡大や雇用の安定による地域経済の活性化を図るために、一層の企業誘致活動と工業団地の環境整備に努める必要があります。

○ 企業誘致の推進

新たな企業の本市への進出は、経済波及効果や雇用創出効果を高める上で必要不可欠なことから、関係機関とも連携を図り、本市の米などの農産物をはじめとした豊富な地域資源、台風や地震などの自然災害が少ない安全な地域性、北海道のほぼ中央に位置し、道央と道北を結ぶ交通の要衝にあるなど、立地上の様々な優位性を強調しつつ、企業誘致を強力に推進します。

また、工業団地内の工業用地の確保や道路整備を進め、新規企業の立地環境の整備を推進するとともに、新規企業の進出や既存企業の規模拡大などが円滑に進められるよう、土地取得費100%助成や設備投資額30%助成など、助成限度額最大2億6,500万円の道内でもトップクラスの助成制度を継続し、道外及び道内からの進出企業や既存企業等を支援します。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(H31)
深川市工業等開発促進条例に基づく助成制度適用事業者数（進出企業数）	1社(H26)	5年間累計5社

<具体的な事務事業と担当課>

- ・企業誘致事業（工業等開発促進条例による助成等） 地域振興課
- ・広里工業団地整備・管理事業 地域振興課

(5) 働きやすい環境の整備

<現況と課題>

雇用環境は改善傾向にあるものの、リーマン・ショック後の景気低迷が長引いた影響や、人口構成の変化といった構造的な要因もあって、市内の雇用情勢は今後も不安定な状況が続くものと予想されます。

また、進行する少子高齢化や女性の社会進出、パートタイムなど短時間労働の増加など、雇用を取り巻く状況は大きく変化してきており、若年層の雇用確保に加えて、就労意欲のある高齢者・障がい者の雇用環境や働く女性の就労環境の整備などが求められています。

○ 雇用の安定と創出

雇用吸収力の高い企業の誘致や積極的な産業振興策の展開を通して新たな雇用を確保するとともに、既存企業に対する金融支援等により経営の安定化を図るほか、国・道の雇用対策に関する制度事業や、障がい者や若年者等を新たに正規雇用した（雇用増が必要）市内中小企業等の事業主に対し奨励金を支給する「障がい者・若年者等雇用拡大奨励金制度」の積極的な普及を図り、雇用機会の創出に努めます。

育児休業取得を推進する企業等に対して、国・道の支援制度のほか、市の「育児休業取得支援助成金制度」の活用を促し、仕事と家庭の両立を図るとともに、働きながら安心して子供を生み育てることができる雇用環境の実現に努めます。

労働相談事業や労働基本調査等を通じて就労環境の実態を把握し、企業・事業所に

対し“就労条件、職場環境の改善・向上”を促すほか、労働基準監督署など関係機関と連携して就労環境の適正化を進めます。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(H31)
障がい者・若年者等雇用拡大奨励金の申請件数	年 10 件(H26)	年 15 件
育児休業取得支援助成金の申請件数	年 2 件(H27.8)	年 5 件

<具体的な事務事業と担当課>

- ・障がい者・若年者等雇用拡大奨励金事業【地方創生先行型】 商工労政課
- ・育児休業取得支援助成金事業 商工労政課

基本目標2 本市の魅力発信し、ひとを呼び込む

1 数値目標

- ・観光客入込数：年 129 万人（H26：年 116 万人）
- ・移住件数：年 20 件 5 年間累計 100 件（H26：年 8 件）

2 基本的方向

本市は、明確な四季のもと米や畑作物、果樹をはじめとする豊富な農産物が生産されるなど豊かな自然条件に恵まれるとともに、道央自動車道深川 I C、国道 12 号、JR 函館本線・留萌本線などが通る、北海道における交通の要衝となっているなど地理的条件にも恵まれた好立地にあります。また、地震・台風などの自然災害が他の地域に較べ少ないことも大きな特色となっています。

こういった本市の持つ自然的、地理的な魅力や優位性を市外に向けてより一層積極的に発信し、人を呼び込むことに努めます。

また、移住・定住の取り組みをはじめ、観光資源の一層の活用と開発、スポーツや文化を通じた交流促進、市内の高校や大学との連携強化などの取り組みで本市の魅力をさらに高めることにより、様々な世代の人たちに選ばれるまちをつくりまします。

3 主要施策

(1) 移住・定住の推進

<現況と課題>

本市の移住・定住の取り組みについては、平成 17 年度に「移住相談ワンストップ窓口」を設置し、翌平成 18 年度から 26 年度までの 9 年間で、85 件 218 人が深川市に移住しています。

また、移住希望者に対する移住体験事業については、平成 19 年度から本格的に開始し、平成 26 年度末までに 139 件 316 人の利用があり、現在は、日帰りで市内見学を行う「1 Day ツアー」と、民間の宿泊施設に 1 週間程度の短期で滞在する「お試し移住」、及び、教員住宅を改修した移住体験住宅 2 棟 4 戸を活用して、2 週間から 6 カ月まで滞在する長期滞在型の「のんびり暮らし」の 3 事業を実施しています。

さらに、首都圏で開催される「移住相談会」での PR 活動や、移住情報パンフレット「移住者の声」の発行などにより、情報発信にも努めるとともに、平成 22 年度には、移住推進会議「移る夢（いるむ）深川」を設立し、移住者と市民との「移住者交流会」や、移住体験事業の参加者と移住者とで行う「意見交換会」などを開催しています。

移住希望者に対する支援としては、移住者が住宅を新築する場合に、土地の選定や、建築プランの作成などのサポートを行う「住宅建設提案事業」、住宅新築時に、一定要件を満たすと最大 250 万円を助成する「住宅助成制度」、農業者を目指す方に対して、市内農家での研修の支援や、就農された場合に最大 200 万円の支援金を交付する「新規就農支援事業」、及び、商業者として空き店舗などを活用する方に対して、店舗の改修費用や家賃の助成を行う「起業支援・店舗改装等助成事業」などの対応を行うほか、転入して住宅を建設・購入された方には、市から移住記念品を贈呈しています。

今後は、移住希望者に対してより多くの選択肢を提供できるように、空き家や空き地等の居住に関する情報の充実や、雇用に関する相談、就職先の紹介等を行うための民間との連携など、新たな支援体制の確立が課題となっています。

○ 移住・定住の推進

市民団体と連携して本市の魅力を積極的にアピールし、首都圏等での移住PR活動や移住体験事業などを推進するとともに、移住希望者が必要としている土地や住宅等の情報の発信や受入体制の充実を図ります。

「短期間の深川暮らしを体験したい」というニーズに応え、移住体験住宅の充実、二地域居住やシーズステイの拡大に努めるとともに、移住者向けの住環境整備や移住後の健康レベルに合わせた生活支援など、熟年移住者等の住み替え支援に取り組みます。

また、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、各分野の地域協力活動に従事する隊員を積極的に受け入れるとともに、3年の委嘱期間終了後に、できるだけ本市に定住・定着してもらえよう努めます。

さらに、定住促進のため、市が所有する宅地について、低価格での販売を行います。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(H31)
移住件数※	年 8 件(H26)	年 20 件 5 年間累計 100 件
移住体験事業参加者の延宿泊数	年 1,172 泊(H26)	年 1,400 泊

※本市に転入し、住宅を新築または購入した者等（住宅の新築または購入者以外であっても、本市の移住体験事業や移住相談会等を利用した後に移住した者を含む）

<具体的な事務事業と担当課>

- ・移住定住推進事業 地域振興課
- ・まちなか居住等推進事業（民間住宅助成） 建築住宅課
- ・地域おこし協力隊事業 地域振興課、農政課
商工労政課
- ・「ふかがわスローライフ」推進事業
【地方創生先行型上乗せ交付申請中】 地域振興課、自治防災室
建築住宅課
- ・市有地低価格分譲事業【新規】 企画財政課

(2) 観光・スポーツ・文化等を通じた交流人口の拡大

<現況と課題>

農産物の生産や加工等の体験を通して都市部住民との交流を図る体験型・滞在型観光など、地域の自然と産業を生かした観光づくりの推進とともに、道の駅ライスランドふかがわを拠点に観光資源のPRや地域の農産物・食材を活かした特産品の販売などに力を注ぎ、あわせて、本市の食の魅力を観光資源として活用し、市街地の賑わいや市内消費に結びつけるため、ご当地グルメや特産品の開発などを通じて、観光客の市街地への誘導にも努めてきたところです。しかしながら、近年の観光客は、嗜好の

多様化や車中心で行動範囲が一自治体にとどまらないことから、今後は観光資源の個性化と、これらを周辺自治体で共有する連携型観光への取り組みが求められています。

また、国では2003年に「観光立国」の実現をかね、訪日外国人旅行者の増大を重点施策の一つに位置づけるとともに、2007年に「観光立国推進基本法」を施行、2008年には「観光庁」が発足するなど、インバウンド観光の取り組みを進めており、そうしたことから、今後は国内観光需要の減少を補完するためにも、外国人観光客の誘致に向けた取り組みが重要です。

本市の夏冬まつりや各種祭典行事については“地域をあげた賑わいのあるもの”とするため、関係機関・団体、市民組織と連携して運営に取り組んできましたが、今後は、民間と行政の連携をさらに強めていく必要があります。

文化交流ホールやアートホール東洲館などにおいて、積極的に芸術・文化事業の開催と、市民の芸術・文化活動の成果を発表する機会の提供に努めていますが、今後は、芸術・文化グループなどの維持・継続や活動の活性化を図りつつ、市内外の団体等との交流が深まる機会を創出する必要があります。

スポーツ合宿の招致などを通して、市民のスポーツに対する興味・関心や参加への機運を高めることに努めていますが、今後とも、こういった事業を通して交流人口を増加させる必要があります。

① 観光資源の開発整備と交流の促進

都市農村交流センターやオートキャンプ場、観光農園などにおける「体験型・滞在型観光」をさらに充実させるとともに、市内の民間宿泊施設とも連携して、観光客の様々なニーズに対応できる観光メニューを開発します。

豊富で美味しく、安心・安全な農畜産物を活かしたご当地グルメや特産品の開発、また既存産品の見直しを進めつつ、それらの提供機会の拡大とPRの強化を図り「食による観光の魅力づくり」に努めます。

インターネットなどの媒体を活用して、観光客が欲する情報を積極的に提供するとともに、観光案内人のスキルアップや動画情報の活用など「PR媒体の充実」を図ることにより、観光客の利便性向上と心のこもったもてなしを行なえるよう、受入体制の充実を図ります。

北空知各町など周辺自治体の観光資源とも連携して、温泉・史跡・景勝・体験・グルメ・まつりなど観光客の嗜好や関心に広く対応できる観光ルートづくりや圏域全体のPRを行う「広域観光推進事業」を実施し、観光における自治体間連携を進めます。

北海道においても、訪日外国人数は増加の一途をたどっており、特に中国、台湾をはじめとするアジア地域からの旅行客の増加が顕著なことから、旭川空港の活用とともに道北観光を推進する各自治体との連携も視野に入れた「インバウンド観光の取り組み」を進めます。

夏冬まつりや各種祭典の取組みに関しては、観光関連団体、経済団体、関係機関のほか、様々な市民組織とも連携を強め、引き続き市民誰もが楽しめる賑わいのあるものにするるとともに、観光客誘致にもつなげていけるような体制づくりと内容の充実に努めます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
道の駅ライスランドふかがわの来館者数	年 93 万 5 千人 (H26)	年 106 万人
外国人観光客数	年 100 人(H26)	年 200 人
夏冬まつりの集客数	6 万 3 千人(H26)	7 万人

<具体的な事務事業と担当課>

- | | |
|-------------------------|-------|
| ・魅力ある深川観光づくり事業【地方創生先行型】 | 商工労政課 |
| ・観光案内人の常設 | 商工労政課 |
| ・北空知広域観光推進事業【新規】 | 商工労政課 |
| ・夏冬まつり等 | 商工労政課 |

② 都市と農村の交流推進

平成8年に建設した都市農村交流センター「アグリ工房まあぶ」を拠点に、民家に滞在して農業体験や交流するグリーンツーリズム事業などの農業体験・加工体験を通じて都市と農村の交流を推進します。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
都市農村交流センターの利用者数	年 131,908 人 (H26)	年 145,000 人

<具体的な事務事業と担当課>

- | | |
|-----------------|-----|
| ・都市農村交流センター維持管理 | 農政課 |
|-----------------|-----|

③ スポーツ・文化・芸術を核とした交流の推進

スポーツ合宿の積極的な招致活動と同時に、陸上中長距離競技の国内一流選手が出場する「ホクレン・ディスタンスチャレンジ深川大会」の開催などにより、スポーツ施設の有効活用とスポーツの普及振興、交流人口の増加、スポーツを通じた交流活動を推進します。

地域の特色ある文化芸術活動や文化交流ホール等の活動を推進し、企画展開催や芸術鑑賞機会の提供など文化・芸術を通じた市内外の交流活動の拡大を図ります。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
実業団や大学等のスポーツ合宿の延宿泊数	年 4,509 泊(H26)	年 6,100 泊
文化交流ホール「み・らい」芸術鑑賞会の来場者数	年 12,279 人 (H26)	年 13,500 人

<具体的な事務事業と担当課>

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ・スポーツ合宿招致【拡充】 | 生涯学習スポーツ課 |
| ・ディスタンスチャレンジ深川大会 | 生涯学習スポーツ課 |
| ・アートホール東洲館企画展等の開催【拡充】 | 生涯学習スポーツ課 |
| ・文化交流ホール「み・らい」芸術鑑賞機会の提供【拡充】 | 生涯学習スポーツ課 |
| ・生きがい文化センター市民ギャラリー開放【拡充】 | 生涯学習スポーツ課 |

(3) 高校・大学等との連携

<現況と課題>

近年の少子化・過疎化の中で全道的にも公立高校の入学者が減少する中、北海道教育委員会では、公立高校配置計画の中で学級減など再編整備の見直しが行われています。本市においても深川西高校及び深川東高校の2校について定員割れが生じていることから、再編を含めた定員調整の検討が必要と示されていますが、本市の教育分野の魅力を高めるためには、両道立高校の存続と定員確保に努めることが重要です。

拓殖大学北海道短期大学及びクラーク記念国際高等学校は、次代を担う人材の育成に加え、公開講座の開催や地域イベントへの積極的な参加などを通じて、地域社会に貢献しており、本市では、こうした私立学校の取り組みに対し、様々な角度からの支援に努めてきています。今後とも、都市部等の学生にとっても魅力ある学校として、さらに充実・発展し、地域とのつながりが強化され、交流の拡大が促進するよう支援することが必要です。

○ 高校・大学等との連携強化

本市において、高校教育の振興と発展を図ることは、地域の教育振興及び人口減少対策にとって有効な施策であり、また、未来を担う子ども達の将来の進路選択幅を拡げ、人材の定着を図るうえで、それぞれ特徴ある教育を実践している深川西高校及び深川東高校両校の存続が必要であることから、入学確保に向けてそれぞれで実施する学校の魅力づくりの取り組みを支援します。

また、高等教育機関の充実を図ることは、学生や教職員等、市外から人を呼び込むことに直接的効果があるほか、地域との交流による地域活性化に有効なことから、拓殖大学北海道短期大学については、地域に根ざした大学として充実・発展するよう、大学との連携による、地域の雇用創出と若者の定着を促進するための取り組みを進めます。また、ミュージカル公演や市民公開講座といった地域交流事業や学生確保などの取り組みを支援します。

クラーク記念国際高等学校については、生徒の市内イベント参加などにより地域交流を促進するとともに、高校主催のスクーリングなどにおいては、本市の地域資源を生かした体験学習が可能となるよう協力するなど、地域に定着した学校として充実・発展するよう支援します。

超高齢社会の進展の中、深川（北空知）地域において保健医療福祉に従事する看護師を育成・確保するため、深川市立高等看護学院学生の修学支援や深川医師会附属准看護学院の運営を支援します。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(H31)
公立高等学校の定員充足率	西高 86.3% 東高 49.7% (H25~H27 平均)	西高 100% 東高 100%
拓殖大学北海道短期大学卒業生の地元就職者数	年 6 人(H26)	年 10 人

<具体的な事務事業と担当課>

- ・地域若年人材定着事業【地方創生先行型】
- ・拓殖大学北海道短期大学振興助成
- ・クラーク記念国際高等学校振興助成
- ・深川市立高等看護学院修学資金貸付事業
- ・深川医師会附属准看護学院運営交付金

学務課
地域振興課
地域振興課
市立病院管理課
健康福祉課

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

1 数値目標

- ・合計特殊出生率：1.50
（H25：全国 1.43、道 1.28、市 1.28）
（H26：全国 1.42、道 1.27 市 1.48）

2 基本的方向

人口の自然減を食い止めるためには、出生率の向上が重要です。

結婚や出産が個人の意思に基づくものであることを基本としつつ、結婚し、安心して子どもを生み育てたいと思う方々の希望をかなえることを目標とし、子どもは本市の将来を担う大切な存在であることの共通の認識に立って、結婚から出産、子育てにわたる切れ目のない対策を推進するとともに、より多くの方が様々な子育て支援事業を活用できるよう、情報の提供と制度の周知に努めます。

3 主要施策

(1) 男女の出会いをつくる

<現況と課題>

少子化の要因のひとつである未婚化・晩婚化が進行しており、これらへの施策として「少子化対策出会い創出支援事業」を実施していますが、より効果のある事業を関係団体等と連携し実施していくとともに、イベントの開催だけではなく、日頃から、未婚男女のための出会いのきっかけ作りを支援する体制の整備に努める必要があります。

○ 出会いの創出

未婚化・晩婚化の対策として、独身男女の出会いを創出する事業を実施する団体等に対して市が助成するとともに、各実施団体等と情報交換を行い、より効果のある事業の実施に努めます。

また、各地域の住民の状況を把握している方々を「縁結びサポーター」として委嘱し、男女の出会いを支援するための研修会や情報交換会等を開催します。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
婚姻件数	年 72 件 (H22～26 年平均)	5 年間累積 360 件

<具体的な事務事業と担当課>

- ・少子化対策出会い創出支援事業【拡充】 子育て支援推進室
- ・縁結びサポーター制度【新規】 子育て支援推進室

(2) 子育て支援の充実

<現況と課題>

子育てに不安や負担感を持つ保護者の増加、また、核家族化や地域における人間関係の希薄化などから、子育て家庭の孤立化や地域が持つ子育て機能の低下など、子どもや保護者を取り巻く社会環境が大きく変化しているとともに、就労状況の多様化などにより、保育サービスに対するニーズも多様化しています。

そのため、希望する出産や安心して子育てができる環境が実現できるよう、子育てにかかる経済的な負担や育児負担を軽減するための各種子育て支援に取り組むとともに、仕事と子育ての両立のための環境整備などに努めてきました。

今後も、子育て支援のより一層の充実を図るため、妊娠、出産、育児を通して切れ目のない支援と、地域で子育てを支える体制や環境づくりが必要です。

① 妊娠・出産までの支援

妊娠・出産・育児の不安や負担感を軽減するため、妊娠期からの継続した相談・支援体制の充実を図るとともに、妊娠・出産期の安全と、子どもの健やかな発育発達のため、健康診査や健康相談、家庭訪問など母子保健事業の充実を図ります。

経済的負担の軽減では、妊婦健康診査の費用を助成するとともに、市立病院の産婦人科医師の不在に伴う妊婦健康診査のための産科医療機関への通院等の交通費の一部を助成するなど、妊婦の経済的負担を軽減します。また、高額な特定不妊治療費や一般不妊治療及び不育症（習慣流産）治療費を助成し、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減します。

出産された方に対し、出産のお祝いと経済的負担の軽減を図るため、子育て応援出産祝い金事業を実施します。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
マタニティサロン参加率（第1子の妊婦）	30%(H26)	35%
保健師による新生児訪問率	98.4%(H26)	100%
合計特殊出生率	1.48(H26)	1.50

<具体的な事務事業と担当課>

- ・ 特定不妊治療費助成事業 健康福祉課
- ・ 一般不妊治療費・不育症治療費助成事業【新規】 健康福祉課
- ・ 妊婦健康診査 健康福祉課
- ・ 母子保健事業 健康福祉課
- ・ 妊婦健康診査通院等支援事業 健康福祉課
- ・ 子育て応援出産祝い金【地方創生消費喚起・生活支援型】 子育て支援推進室

② 子育て世帯の経済的負担の軽減

子育て世帯の負担を軽減するため、多子世帯向け保育料軽減措置などの保育所保育料の市の独自軽減を継続するとともに、私立幼稚園に就園する園児のいる家庭に対し、

世帯の所得に応じて就園経費の一部を助成します。

また、出産時、小学校新入学時や中学校進学時の経済的負担を軽減するための支援を行います。

さらに、中学3年生までの子どもの病院等の診療に係る医療費自己負担分を全額助成します。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
保育所保育料の助成割合※	35.9% (H26)	継続

※国の利用者負担基準額に対し、市が独自に軽減措置を行った額の割合

<具体的な事務事業と担当課>

- ・保育所保育料軽減措置 子育て支援推進室
- ・子ども医療費支給事業 市民課
- ・重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費支給事業 市民課
- ・私立幼稚園就園奨励 学務課
- ・新入学・進学応援商品券【地方創生消費喚起・生活支援型】 学務課

③ 子育て支援体制・環境の整備

育児の不安や負担感を軽減するため、健康診査や健康相談、家庭訪問など母子保健事業の充実を図るとともに、子育て中の親子の交流促進や子育てに関する相談、情報提供等を行う拠点として、子育て支援センターの機能強化を図ります。

心身に発達遅れや障がいのある児童とその家族に対して、児童発達支援や保育所等訪問支援、放課後等デイサービス事業などを実施し、療育支援の充実に取り組みます。

また、母子保健活動や子育て支援センターの事業を通じて、男性の育児参加だけでなく、家庭・地域・職場など、社会全体で子育てを支援していく考えや意識の啓発を図ります。

多様なニーズに応じた保育サービスの拡充を図るため、多機能保育所など保育環境の整備を図り、子育てと仕事の両立を支援するとともに、市内の幼稚園が実施する地域の子どもが参加できる事業の情報について、子育て家庭への周知に努めます。

子育てネットワーク機能を担う「ふかがわ すきやき隊」の活動を支援するなど、地域における子育て支援体制を推進します。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
乳幼児健康診査及び1歳6か月・3歳児健康診査の受診率	98.9%(H26)	100%
待機児童	なし(H26)	継続
子育てサロンの開催回数	年 145 回 (H26)	継続

<具体的な事務事業と担当課>

・母子保健事業（再掲）	健康福祉課
・乳幼児健康診査事業	健康福祉課
・1歳6か月・3歳児健康診査	健康福祉課
・2歳児クラブ	健康福祉課
・地域子育て力強化事業（すきやき隊）	子育て支援推進室
・病児・病後児保育事業	子育て支援推進室
・特別保育事業	子育て支援推進室
・子育て支援センター運営	子育て支援推進室
・子育てサロン事業	子育て支援推進室
・療育センター運営	健康福祉課
・放課後児童健全育成事業	子育て支援推進室
・放課後等デイサービス事業	健康福祉課

(3) 小児医療及び周産期医療の提供体制等の確保

<現況と課題>

市立病院では、平成27年4月より小児科及び産婦人科の常勤医師が不在となり、小児科は旭川医科大学より、産婦人科は北海道大学医学部より医師の派遣を受け外来診療を行っていますが、入院は、いずれの診療科も対応することが出来ていません。

このことから、子育て世代の方などが妊娠や出産、育児に大きな不安や負担を感じている状況にあり、小児医療及び周産期医療の体制の確立に向け、一刻も早く小児科及び産婦人科の常勤医師を確保する必要があります。

○ 小児科及び産婦人科常勤医師の確保等

必要な医療体制を確保し、子育て世代などが安心して子どもを産み、育てられるよう、小児科常勤医師の確保にあっては、旭川医科大学との連携を深め派遣要請を強力に推し進めます。

なお、道北部、東部の関連医療機関への医師派遣を担う旭川医科大学の医局においても、医師不足は深刻なものがあり、小児科常勤医師の派遣には、市立病院におけるその必要性を大学側に強く認識してもらう必要がありますが、そのためには、より多くの小児科外来の利用実績が重要なため、そのことを地域住民に広く理解してもらい、市立病院の小児科を利用してもらえるような周知に努めます。

また、産婦人科医師は全道的に絶対数が不足している状況にありますが、北海道大学医学部への常勤医師の派遣要請をはじめ医師の紹介や斡旋をする民間業者等の活用、市民等からの情報提供への対応などの取り組みにより常勤医師の確保に努めます。

産婦人科常勤医師の不在に伴う妊婦への経済的負担の軽減を目的とし、妊婦健康診査のため他市の産科医療機関に通う交通費を助成するなど、支援策の推進を図ります。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
市立病院に勤務する小児科及び産婦人科常勤医師数	小児科 0人 産婦人科 0人 (H27.4)	小児科 2人 産婦人科 1人

<具体的な事務事業と担当課>

- ・ 医師紹介奨励金制度
- ・ 妊婦健康診査通院等支援事業（再掲）

市立病院管理課
健康福祉課

(4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり

<現況と課題>

日本の女性は、就職をしても6割の人が第1子出産を機に離職しており、また、子を持つ夫の家事・育児にかかわる時間は1時間程度で、国際的にみて低水準であるとする統計が出されています。

本市では、深川市男女共同参画計画（平成24年度～平成33年度）に基づき、男女がともに働きやすい環境づくりを進めていますが、深川市労働基本調査の結果を見ても、仕事と子育てに関して十分な環境にあるとは言えない状況にあります。

このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、今後さらに仕事と子育ての両立のための環境の整備が求められています。

○ 仕事と子育ての両立支援

育児休業取得を推進する企業等に対して、国・道の支援制度のほか、市の「育児休業取得支援助成金制度」の活用を促進し、仕事と家庭の両立を図るとともに、働きながら安心して子供を生み育てることができる雇用環境の実現に努めます。

多様なニーズに応じた保育サービスの拡充を図るとともに、多機能保育所など保育環境の整備を図り、仕事と子育ての両立を支援します。

平成27年9月施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画の策定を目指します。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(H31)
育児休業取得支援助成金の申請件数（再掲）	年2件(H27.8)	年5件

<具体的な事務事業と担当課>

- ・ 育児休業取得支援助成金事業（再掲）
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進計画の策定【新規】

商工労政課
企画財政課

基本目標4 住み続けたいまち、そして誇りをもてるまちをつくる

1 数値目標

- ・住みよいまちと感じている人の割合：7割
(H23：52.8%「深川市まちづくりアンケート結果」)

2 基本的方向

人口の流失を防ぐためには、働くことのできる場の確保や教育環境の充実はもとより、そこに住み続けたいと思える生活環境の充実が重要です。

そのため、道路や公園など快適な住環境の整備をはじめ、冬の生活に欠かせない除雪対策、公共交通などの市民の交通手段の確保、健康・医療・介護施策の充実、防災対策、公共施設の維持管理など、様々な分野における施策の充実に取り組みます。

また、持続可能なまちづくりのためには、自治体間の連携が重要であり、北空知圏をはじめとする広域連携を一層強めて、まちづくりを進めます。

3 主要施策

(1) まちなか居住などの住環境の整備

<現況と課題>

都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代の人たちが、快適に生活できる環境を実現することが必要です。

そのためには、医療・福祉・商業施設や住宅等がまとまって立地するなど、コンパクトなまちづくりを進めることが不可欠であり、その一環として、「まちなか居住エリア」をはじめとする市街地の生活環境の充実に努めています。

今後、その整備については、住宅、道路、公園など、社会資本の総合的なレベルアップが必要です。

① 住宅環境の整備

住宅を取り巻く環境は、家族構成の変化や生活スタイル、住まいに対するニーズの多様化など、大きく変化しています。そのため、高齢者市民や転入希望者がゆとりを持って住宅を確保できる環境づくり、既存住宅を適切に維持管理し、有効に活用する環境づくり、少子高齢社会において皆が支え合い安心して暮らせる環境づくり、自然環境に配慮した快適な住宅・住環境づくり、地域の活性化に寄与する活力ある住宅住環境づくりを促進します。

市営住宅の整備については、市の人口・世帯数の動向・持家や民間借家の動向を踏まえ、将来の公営住宅需要を見極め、老朽化した市営住宅の建替・個別改善・維持保全・用途廃止など、長期的な視点を持って市営住宅の整備・効率的な活用に努めます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
持ち家住宅新築件数	年 34 件(H26)	5 年間累計 175 件

<具体的な事務事業と担当課>

- ・空家情報の発信 建築住宅課
- ・まちなか居住等推進事業（民間住宅助成）（再掲） 建築住宅課
- ・市営住宅建設事業 建築住宅課
- ・住宅相談事業（住み替え支援）【新規】 建築住宅課

② 狭あい私道等の整備

安全で安心な住環境や景観を保持するため、より魅力的な環境整備の一環として、市道の整備はもとより、狭あい道路については拡幅を促進して市道認定を行い、整備を実施します。また、市道認定が困難な私道などの舗装等についても、道路整備事業助成制度の拡充を図り道路整備を促進します。

中心市街地においては、高齢者や子育て世代、若者などが安全に安心してくつろぐことが出来る公園が十分には整備されていないことから、「まちなか」地区での公園整備に努めるなど、より魅力的な生活空間の創出を図ります。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
狭あい私道拡幅事業による道路整備	-	1 km
道路整備事業助成による道路整備	0.5 km (H26 までの累計)	累計 1.5 km

<具体的な事務事業と担当課>

- ・狭あい私道拡幅促進事業【新規】 都市建設課
- ・道路整備事業助成 都市建設課
- ・まちなか公園整備事業【新規】 都市建設課

③ バリアフリー化の推進

市街地の道路や公共施設の中には、建設から相当の期間が経過し老朽化が進んでいるものがあり、それらに係るバリアフリー化のための対策の必要性が高まっていることから、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく「バリアフリー基本構想」を策定してバリアフリー化を推進するとともに、景観上も防災上も有益な無電柱化の促進に努めます。

また、JR深川駅におけるエレベーター設置等のバリアフリー化について、設置主体である鉄道事業者への働きかけを一層強め、早期の実現に努めます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
無電柱化路線	0.2 km (H26 までの累計)	累計 1.2 km

<具体的な事務事業と担当課>

- ・バリアフリー基本構想の策定【新規】
- ・無電柱化事業【新規】

都市建設課
都市建設課

(2) 雪国の快適な生活環境づくり

<現況と課題>

本市は、降雪や低温により冬季の国民生活に大きな影響があると国が定めた「積雪寒冷特別地域」にあり、近年は、平均気温が高く、降雪量が少ない「暖冬少雪」といわれる年もありますが、その一方で「数年に一度の猛吹雪」といわれる暴風雪警報が発令されるなど、集中的な降雪などが多発する傾向にあります。

高齢社会が進む中では、家の周りや通路、屋根雪などの除雪が「高齢でできなくなった」「近くに頼める人がいない」「どこに頼んでいいかわからない」など、除雪に関わる不安や悩みをかかえる市民からの相談や問合せなども増えています。

市民が安心してこの町で暮らしていけるという定住条件の改善策としても、市民の多様な除雪ニーズに即した対応策が必要となっています。

① 個人住宅の除排雪サービス

除雪サービスセンターを開設し、除雪に関わる総合的な相談窓口を設け、高齢などの理由で除雪に苦慮されている市民の除雪相談、現地確認、請負業者の紹介など、相談者へのきめ細やかな対応に取り組むこととし、雪国の快適な生活環境づくりを支援します。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
門口・通路除雪の相談対応件数	年 70 件 (H24~26 平均)	年 120 件
家周り等除雪の相談対応件数	年 70 件 (H24~26 平均)	年 120 件

<具体的な事務事業と担当課>

- ・生活安心除雪サービス事業【地方創生先行型】

都市建設課、社会福祉課

② 除排雪作業体制の確保

公道をはじめとする道路交通網の冬季の安全確保などのためには万全な除排雪作業体制が求められますが、そのためには、除排雪機械やオペレーターの確保が必要不可欠です。

民間事業者にあっては、こうした除排雪機械の充実やオペレーターの養成には、費用などの面から万全な対応となっていないことから、それらが効果的に進むようよう、有効な支援方策の検討を行います。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
市道の除排雪路線	384 km(H26)	現状の維持

<具体的な事務事業と担当課>

- ・除排雪事業者助成及びオペレーター養成事業【新規】 都市建設課

(3) 公共交通の確保

<現況と課題>

マイカーの普及や人口減少・少子高齢化などにより、公共交通（鉄道、バス、タクシーなど）の利用者が減少し、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が生じてきています。

一方で、高齢化の進行により公共交通機関に頼らざるを得ない市民の増加が予想され、公共交通の維持・確保の必要性が増していることから、本市においては、バス路線の市内線をはじめとする赤字路線への財政的支援や高齢者バス利用料金助成事業に取り組んでいます。

また、これまでの公共交通は、民間事業者を中心に路線網の整備などがなされてきましたが、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、この枠組みが見直され、今後は、地方公共団体が中心となってまちづくりと連携して持続可能な公共交通体系を構築していく必要があります。

○ 市民の交通手段の確保

公共交通に関する市内の地域間格差の解消を図るとともに、高齢者の積極的な社会参加を促進するため、平成24年度に開始した「高齢者バス利用料金助成事業」を継続します。

本市の公共交通の現状や課題の整理を踏まえ、地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにした「地域公共交通網形成計画」を策定し、この計画に基づいた、持続可能で市民が利用しやすい公共交通網の確立に向けた事業を計画的に取り組みます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
高齢者バス利用料金助成事業登録者数	390 人(H26)	累計 780 人

<具体的な事務事業と担当課>

- ・高齢者バス利用料金助成事業 企画財政課
- ・地域公共交通網形成計画の策定【新規】 企画財政課

(4) 安心を支える健康・医療・介護施策の充実

<現況と課題>

高齢化の進行と生活習慣病の増加に伴い、生涯を通じ健康で元気に暮らすことができる健康寿命の延伸が重視されており、健康づくりと介護予防の推進はますます重要となっています。

そのため、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むための支援を充実する必要があります。

さらに、高齢者が安心して暮らし続けることができるよう介護予防を進めるとともに、介護が必要になったときのための介護サービス提供体制の充実が必要なほか、地域全体で高齢者を支える体制づくりも求められています。

また、市内の医師や看護師の減少が続いており、救急医療をはじめとして医療供給体制の維持が難しくなっています。そのため、医師、看護師など医療従事者の安定確保を図り、市民が必要なときに適切な医療が受けられる体制の確保が必要です。

① 健康づくりの推進と疾病予防

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、関係機関・団体などと一緒にとなって総合的に健康づくりを推進するとともに、働く世代の死亡を抑止するため、若年期から健康を意識した生活を送られるよう保健事業を推進します。

人生を最後まですこやかに過ごす「健康寿命」の延伸を目指し、健康的な生活習慣の定着を推進します。また、疾病の予防として、生活習慣病の要因であるメタボリックシンドロームについての知識を普及し、生活習慣改善のための支援や、市民がこころの健康（メンタルヘルス）を保てるための支援体制の充実を図ります。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(H31)
特定健康診査の受診率	45.1%(H26)	60%
健康寿命※	男性 77.39 歳 女性 84.56 歳 (H22)	延伸

※健康上の問題で日常生活に制限のない期間

現状値は、北海道の推計値「平成22年の市町村別平均健康寿命」による

<具体的な事務事業と担当課>

- | | |
|-----------------|-------|
| ・健康教育、健康相談、訪問指導 | 健康福祉課 |
| ・特定健康診査・特定保健指導等 | 健康福祉課 |
| ・がん検診 | 健康福祉課 |

② 深川市立病院における医療提供体制の確保等

全ての市民が安心して必要な医療サービスを受けられるようにするためには、市立病院における良質な医療提供体制の確保と効率的な病院経営の確立が肝要です。

特に現在、市立病院において常勤医師が不在となった診療科（小児科、産婦人科、

整形外科、皮膚科)と医師が不足する内科の常勤医師確保が喫緊の課題となっています。

そのため、医師確保策として、道内三医大(北大、札幌医大、旭川医大)への医師派遣要請をはじめ、医師の紹介や斡旋をする公的機関や民間業者の活用、市民等からの情報提供を促す制度や、旭川医科大学医学部の在学生などを対象とした修学資金貸付制度を充実するなど、有効な対策を引き続き講じることにより医師の確保を図ります。

また、安定した病院経営の確立のため、経常収支が黒字となる水準を達成することを目的に、院内に市立病院経営改善委員会を組織し経営改善に取り組むとともに、北空知保健医療福祉圏域の中核病院としての使命を果たすべく、圏域で不足する訪問看護を病院事業として平成27年10月から実施するなど、圏域における地域包括ケアシステムの構築に向け、市民、関係事業者、行政そして市立病院が一体となった取り組みを進めます。

さらに、「深川市立病院に関する地域フォーラム」や、医師等の市立病院職員が地域に出向いて医療や健康に関する講座を開催するなど、市民と市立病院との強い信頼関係を構築し、時代の変化に即した地域住民のニーズに応える適正な医療の提供に努めます。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(H31)
市立病院に勤務する常勤医師数	泌尿器科 3人 内科 4人 外科・肛門科 3人 眼科 1人 脳神経外科 1人 麻酔科 1人 放射線科 1人 小児科 0人 産婦人科 0人 整形外科 0人 皮膚科 0人 計14人 (H27.4)	泌尿器科 3人 内科 6人 外科・肛門科 3人 眼科 1人 脳神経外科 1人 麻酔科 1人 放射線科 1人 小児科 2人 産婦人科 1人 整形外科 2人 皮膚科 1人 計22人
病院事業会計資金不足比率	18.0%(H27.4)	半減
市立病院訪問看護ステーション月平均利用者数(平成27年10月1日開設)	-	60人

<具体的な事務事業と担当課>

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ・医師紹介奨励金制度(再掲) | 市立病院管理課 |
| ・医師養成修学資金貸付金制度 | 市立病院管理課 |
| ・医療法人等からの医師派遣事業【新規】 | 市立病院管理課 |
| ・深川市立病院に関する地域フォーラムの開催【新規】 | 市立病院管理課 |
| ・深川市立病院訪問看護ステーション設立【新規】 | 市立病院地域医療連携室 |

③ 介護予防と地域生活支援の推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにする地域包括ケアシステムの構築を目指し、高齢者が介護を必要とする状態になることを少しでも遅らせるよう、生活機能の維持・向上を図り、生きがいくつくりと健康の維持につながる介護予防ふれあいサロンの開設などの様々な介護予防事業に取り組みます。

さらに、今後増加することが予想されるひとり暮らしの高齢者をはじめ、要支援・要介護高齢者、認知症高齢者等が安心して地域で暮らし続けることができるよう、日頃から地域全体で見守り、支えていく体制づくりを進めていきます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
介護予防効果率※	54.1%(H26)	55.0%
ふれあいサロンの設置数	16カ所(H26)	累計 33カ所
災害時要援護者プラン作成件数	229件(H26)	累計 300件
認知症サポーター登録者数	1,918人(H26)	累計 3,000人

※ (介護認定が軽度化した高齢者数+現状維持の高齢者数) / 介護認定者総数 × 100 (%)

<具体的な事務事業と担当課>

・介護予防普及啓発事業	高齢者支援課
・介護予防ふれあいサロン普及推進事業	高齢者支援課
・災害時要援護者プラン作成事業	高齢者支援課
・認知症サポーター養成事業	高齢者支援課

(5) 未来を担う人づくり

<現況と課題>

活力あるまちづくりに資するため、次代を担う世代の育成は重要です。これまで地域づくりをはじめ、教育、産業などの分野における活動を支援することにより、人材の育成を進めてきましたが、今後も引き続き、積極的な支援が必要です。

特に将来を担う児童生徒に対しては、学力や体力の向上はもちろんのこと、深川の自然や産業、歴史など地域に根ざした教育課程を編成し、農業体験や職場体験、郷土学習など様々な教育活動を通して、ふるさと深川に愛着と誇りを持った人材の育成に努めています。

深川市内小中学校の児童生徒の学力については、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されている全国学力・学習状況調査において、全国平均に届かない教科があり、また、実施年度によっても変動が見られることから、今後も確かな学力の定着を図る必要があります。

社会教育における人材育成の取組みについては、市民で構成する生涯学習推進委員が企画実施する「学びピア」などの生涯学習推進事業を開催し、市民が多様なテーマについて学習できるようにしています。また、平成26年度からは拓殖大学北海道短期大学等の協力により、市民向けの公開講座を開催しており、大学教授等から講話を聞く貴重な機会であることから、市民が楽しみながら教養を高めるなど、生涯学習を通して、人づくり、地域づくりに努めています。

① 人材の育成

広く市民に対して、まちづくりや地域づくりに参画する意識や機運の醸成に努めるとともに、国内外での調査研修、講演会の開催、国際交流、就農や企業に関する研修などに対して支援する人材育成事業を推進します。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
人材育成事業を活用した研修等の参加者数	年 18 人(H26)	年 30 人

<具体的な事務事業と担当課>

- ・人材育成事業

企画財政課、農政課
商工労政課

② 小中学校児童生徒の学力向上等への取組み

深川市教育委員会及び各学校においては、学校生活における個に応じたきめ細かなサポートにより、児童生徒の学習意欲や健康・体力の向上を図るとともに、引き続き、特色ある教育活動や社会科副読本の活用による、ふるさと深川を思う心の育成に努めます。

また、全国学力・学習状況調査の結果と要因を分析して課題を整理する中で、学力向上に向けた取組みを推進し、すべての教科で正答率が全国平均以上となるよう児童生徒の学力向上を目指します。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
全国学力・学習状況調査における深川市平均正答率の全国平均を上回る教科数(8教科中)	4教科(H27.4)	8教科

<具体的な事務事業と担当課>

- ・学習サポートプログラム事業

学務課

③ 生涯学習の充実

子どもから高齢者までの市民が、自主的、主体的に様々な分野での学習活動に取り組めるよう、各種の生涯学習推進事業や市民公開講座をはじめとした学習機会の提供と充実に努めます。

図書館については、市民がどこでも、だれでも気軽にサービスが利用できるよう、開かれた図書館づくりに努めるとともに、さらに利用がしやすい図書館としての機能充実に努めます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
生涯学習推進事業への参加者数	年 175 人(H26)	年 210 人
市民公開講座の開催回数	年 4 回(H26)	年 6 回

<具体的な事務事業と担当課>

- ・生涯学習推進事業 生涯学習スポーツ課
- ・市民公開講座 生涯学習スポーツ課
- ・生涯学習出前講座 生涯学習スポーツ課

(6) 防災などの暮らしの安全

<現況と課題>

地域防災力の向上や地域の安心安全な暮らしのため、地域防災計画の改定、防災資機材や食料備蓄品の購入、各種団体等との防災協定の締結を促進するとともに、地域へ出向いての防災講話や防災訓練を行ってきています。

災害発生時の避難行動や避難所運営には、地域単位で協力し助け合い活動することが必要となるため、平常時に自主防災組織を結成して役割分担を明確にし、日ごろから訓練をすることが重要です。

また、災害時に支援が必要となる高齢者などを地域で見守るための体制づくりについても、さらに対象者の把握に努めていくことが必要です。

○ 地域防災の推進

防災意識の高揚と実践力を養うため、防災士や北海道地域防災マスターなどへの登録、自主防災組織の立ち上げなどに支援を行うとともに、町内会や団体等に対する防災訓練等の呼びかけ、定期的な総合訓練等を実施します。

まちなか居住エリアでの都市景観の向上に加え、防災対策（緊急輸送道路、避難路の確保）、バリアフリー化などの観点から無電柱化を推進します。

災害時において支援・援護が必要な高齢者に対し、日頃から定期的に地域の人たちで見守るプランを作成し、災害の発生が危ぶまれる時に速やかに避難することができる体制づくりを推進します。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
自主防災組織率※	7.8%(H27.6)	50%
無電柱化路線（再掲）	0.2 km(H26)	累計 1.2 km
災害時要援護者プラン作成件数（再掲）	229 件(H26)	累計 300 件

※結成された地域の世帯数／全世帯数×100(%)

<具体的な事務事業と担当課>

- ・地域防災活動支援 自治防災室
- ・無電柱化事業（再掲） 都市建設課
- ・災害時要援護者プラン作成事業（再掲） 高齢者支援課

(7) 人口減少を踏まえた公共施設等の維持管理

<現況と課題>

我が国では、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。本市においても、人口の減少等によって公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって公共施設等を管理していく必要があります。

○ 公共施設等の維持管理・更新

すべての公共施設等について、老朽化の状況や利用状況などを把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化を計画的に行う「公共施設等総合管理計画」を策定し、財政負担の平準化と公共施設等の適正な配置に努めます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
公共施設（建物）の延床面積	232,855 m ² (H26)	5%減

<具体的な事務事業と担当課>

- ・ 公共施設等総合管理計画の策定【新規】 企画財政課

(8) 空家住宅対策

<現況と課題>

市内において適切な管理が行われていない空家等が点在し、地域住民からの苦情や対策を求める声が寄せられています。

こうした空家等については、その所有者等に対して管理の改善などの指導を行っていますが、十分に対策が進んでいない状況にあります。

今後、こういった空家等の適切な対応のため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく事務処理手続きの策定などが必要です。

○ 適切な管理が行われていない空家の解消

適切な管理が行われていない空家等が、防災・衛生・景観等の地域住民生活環境に深刻な影響を及ぼすような場合には、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家等対策計画を策定し対応するとともに、利用可能な空家等については、その活用を増進する方策を検討するなどにより、不適切な空家等の解消に努めます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
適切な管理が行われていない空家(対応が必要な空家)	42 件(H26)	半減

<具体的な事務事業と担当課>

- ・空家等対策計画の策定【新規】
- ・「ふかがわスローライフ」推進事業（再掲）

自治防災室
地域振興課、自治防災室
建築住宅課

(9) 広域連携の推進

<現況と課題>

広域連携については、これまでも北空知圏域を中心に一部事務組合（北空知衛生センター組合、北空知圏学校給食組合など）、機関等の共同設置（介護認定審査会事務、北空知地域いじめ問題対策専門家会議事務など）、事務の委託（旅券・戸籍に関する事務など）等の手法により、すでに幅広く広域で実施しています。

人口減少対策においても、広域連携が重要な視点であることから、今後も近隣自治体や北海道との協議により、拡大を図っていくことが重要です。

○ 北空知圏域をはじめとする広域連携の推進

昭和46年に設置した「北空知圏振興協議会」において、北空知圏域の行政課題等を協議し、近年では学校給食、戸籍、いじめ問題などの事務事業を広域により開始していますが、今後においても、医療や介護をはじめとする各種の行政課題について協議を継続し、連携して行政サービスの向上に努めます。

また、北海道が検討を進めている、道独自の「市町村連携地域モデル」の協議に参画し、予定されている広域連携施策を活用するなどして、産業を含めた行政課題について、広域的な対応に努めます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値(H31)
広域連携による事務事業数	23 事業(H27.4)	累計 25 事業

<具体的な事務事業と担当課>

- ・北空知圏振興協議会の運営
- ・北海道の市町村連携地域モデル事業の活用【新規】
- ・地場産農産物及びその加工品の学校給食等への利活用と事業化・販売促進のための広域連携事業（再掲）

企画財政課
企画財政課
学務課

1. まち・ひと・しごと創生法

○まち・ひと・しごと創生法

(平成二十六年十一月二十八日)

(法律第百三十六号)

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略(第八条)

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(第九条・第十条)

第四章 まち・ひと・しごと創生本部(第十一条—第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(基本理念)

第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

第八条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 まち・ひと・しごと創生に関する目標

二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。

6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 まち・ひと・しごと創生本部

(設置)

第十一条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第十三条 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織する。

(まち・ひと・しごと創生本部長)

第十四条 本部の長は、まち・ひと・しごと創生本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(まち・ひと・しごと創生副本部長)

第十五条 本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、国务大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(まち・ひと・しごと創生本部員)

第十六条 本部に、まち・ひと・しごと創生本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国务大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第十八条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十九条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第四章までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第三八一号で平成二六年一二月二日から施行)

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. 策定までの経過

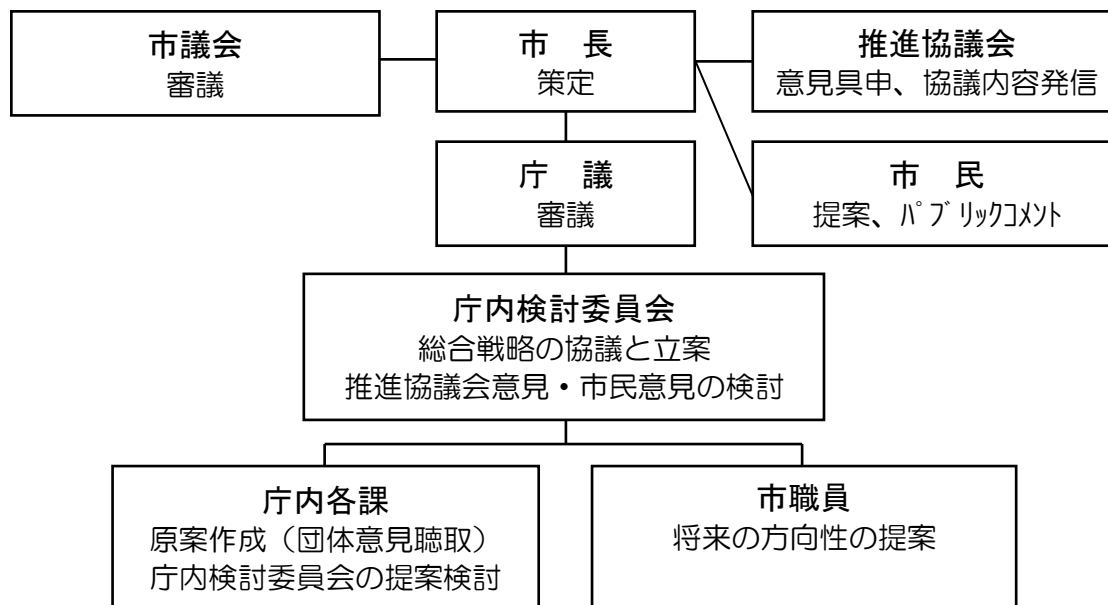
深川市の総合戦略の策定に向けたこれまでの経過は、平成27(2015)年3月の庁議において、策定に係る組織体制やスケジュールなどの確認を行った後、庁内においては、各担当所管からの発案のほか職員提案を募るとともに、6月3日から1ヵ月間、市のホームページを通じて地方創生に関するアイデアの募集を行い、多くの提案をいただきました。

また、町内会などの住民代表をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア（産官学金労言）など、25の団体からの推薦委員で構成する「深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会」において意見をお聞きし、さらに、深川市議会に設置された「地方創生特別委員会」において審議をいただきました。

このように集約しましたご提案ご意見等は、地方創生に係る13課の課長職により設置しました「深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内検討委員会」において協議を行い、庁議を経て素案をまとめました。

その後、推進協議会及び地方創生特別委員会において改めて意見をお聞きするとともに、市のホームページ等を通じてパブリックコメントを実施し、2015（平成27）年10月に総合戦略を策定しました。

○策定体制図



3. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会

(1) 設置要綱

深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づく深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進にあたり、広く市民からの意見を聴くため、深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べるができるものとする。

- (1) 総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) 総合戦略の効果検証及び見直しに関すること。
- (3) その他目的達成に必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織し、市民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、委員の互選により、会長及び副会長をそれぞれ1人を置く。

2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、協議会に代理人を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理人の氏名等を報告することにより、その代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 協議会の運営に関し、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年5月21日から施行する。

(2) 委員一覧

深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会委員

区分	団体及び役職名	協議会役職
住民代表	深川市町内会連合会連絡協議会 会長	会長
	深川市社会福祉協議会 会長	
	深川市民生児童委員連合協議会 副会長	
	深川市老人クラブ連合会 会長	
	深川市障がい者ネットワーク協会 副会長	
	一般社団法人深川医師会 会長	
	深川市保健推進員会 会長	
	深川市PTA連合会 副会長	
	深川市青少年健全育成連絡協議会 会長	
	深川市男女平等参画推進協議会 会長	
	移住推進会議「移る夢深川」 会長	
産業界	きたそらち農業協同組合 常務理事	
	深川市農村青年部協議会 副会長	
	深川市内JA女性部連絡協議会 会長	
	深川商工会議所 副会頭	
	一般社団法人深川青年会議所 監事	
	深川市商店街振興組合連合会 副理事長兼専務理事	
	深川建設業協会 副会長	
学	深川市教育委員会 教育委員	
	拓殖大学北海道短期大学 農学ビジネス学科長	副会長
金	株式会社北洋銀行深川支店 支店長	
	北空知信用金庫 常勤理事本店長	
労	連合北海道深川地区連合会 執行委員	
言	株式会社北空知新聞社 代表取締役社長	
官	深川市 副市長	
オブザーバー	北海道空知総合振興局地域政策部 戦略策定支援担当部長	
事務局	深川市企画総務部企画財政課企画係	

(3) 会議の開催状況

深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会 会議

第1回

日時 平成27年5月25日
場所 深川市役所大会議室
内容 委嘱状交付、市長あいさつ、議事
議事の内容
1. 会長及び副会長の選任について
2. 地方創生の概要及び協議会設置の趣旨について
3. フリーディスカッション
4. その他
出席委員数 24人

第2回

日時 平成27年8月18日
場所 深川市役所大会議室
内容 委嘱状交付、会長あいさつ、議事
議事の内容
1. 人口ビジョンについて
2. 総合戦略について
3. その他
出席委員数 22人

第3回

日時 平成27年9月28日
場所 深川市役所大会議室
内容 会長あいさつ、議事
議事の内容
1. 深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（素案）について
2. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について
3. その他
出席委員数 22人

第4回

日時 平成27年10月22日
場所 深川市役所大会議室
内容 会長あいさつ、議事
議事の内容
1. 深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（案）について
2. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
3. その他
出席委員数 22人

4. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内検討委員会

(1) 設置要綱

深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づく深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するため、深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 総合戦略の立案及び調整に関すること。
- (2) 総合戦略の見直し及び効果検証に関すること。
- (3) その他目的達成に必要と認められる事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長は、企画財政課長とし、委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括し、これを代表する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月21日から施行する。

別表（第3条関係）

自治防災室長	社会福祉課長	子育て支援推進室長
高齢者支援課長	健康福祉課長	地域振興課長
農政課長	商工労政課長	都市建設課長
建築住宅課長	学務課長	生涯学習スポーツ課長

(2) 会議の開催状況

深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内検討委員会 会議

第1回

日時 平成27年4月21日

協議事項

1. 庁内検討委員会設置要綱（案）について
2. 外部組織の設置要綱（案）について
3. 深川市人口ビジョンと総合戦略のイメージについて
4. 地域支援交付金の上乗せ交付について
5. 当面の取り組みについて

第2回

日時 平成27年6月11日

協議事項

1. 深川市人口ビジョンについて
2. 深川市総合戦略について
3. 今後の予定について

第3回

日時 平成27年7月17日

協議事項

1. 今後の予定について
2. 深川市総合戦略について
3. 地域支援交付金の上乗せ交付について

第4回

日時 平成27年8月11日

協議事項

1. 地方創生について
2. 深川市総合戦略（素案）の作成について

第5回

日時 平成27年9月28日

協議事項

1. 深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（素案）について
2. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について

5. 意見募集等の状況

(1) まち・ひと・しごと創生に関するアイデア募集

募集期間 平成27年6月3日～平成27年7月3日
 対象者 市民等（市内・市外、個人・団体、年齢等を問わない）
 周知方法 市ホームページ、推進協議会委員等へ送付
 提案数 35人 58件

※ このほか、庁内発案や職員提案の募集を行い、これらを含めた件数は、次のとおりです。

発案・提案件数集計表

区分	人数 (団体数)	件数	件数の内訳			
			基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4
庁内発案	12	23	7	5	1	10
公募提案	35	58	15	17	7	19
職員提案	13	24	3	5	12	4
合計	60	105	25	27	20	33

(2) パブリックコメント（意見募集）

募集期間 平成27年9月29日～平成27年10月19日
 対象者 市民等（市内に住所を有する者、市内事業所に勤務する者等）
 公表方法 市ホームページ、市役所・支所での閲覧配付
 意見 意見等はありませんでした

6. 深川市議会地方創生特別委員会

委員 委員長 鶴岡 恵司
 副委員長 太田 幸一
 委員 小田 雅一、宮澤 孝司、田中 昌幸、和田 秀隆
 設置 平成27年 7月15日
 調査 平成27年 8月20日
 平成27年 9月25日
 平成27年10月 1日
 平成27年10月19日

7. 庁議

組織 市長、副市長、教育長、部長職
 審議 平成27年 3月26日
 平成27年 8月10日
 平成27年 9月25日
 平成27年10月27日（人口ビジョン・総合戦略の決定）

深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行日 平成27年10月
発行者 北海道深川市
住 所 〒074-8650 深川市2条17番17号
電 話 0164-26-2246（企画総務部企画財政課）
FAX 0164-22-8134
E mail kikaku@city.fukagawa.lg.jp